

2号 建築物空気環境測定業登録基準

業種／業務内容	人的要件	物的要件	作業・機械器具等の維持管理方法
<p>建築物空気環境測定業</p> <p>建築物における空気環境(浮遊粉じん量、一酸化炭素含有率、炭酸ガス含有率、温度、相対湿度、気流)の測定を行う事業</p>	<p>1 空気環境測定実施者がいること。</p> <p>《資格》 空気環境測定実施者(再)講習会修了者※ 又は 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 (注) ・講習の修了した日から6年を経過していないこと。 ・2ヶ所以上の営業所又は2以上の登録業種の監督者等との兼任はできない。 ・特定建築物の管理技術者との兼任はできない。 ・登録の有効期限経過後、引続き建築物環境衛生管理技術者を空気環境測定実施者として再登録を受ける場合は、再講習を修了し、その後6年を経過していないこと。</p> <p>【講習会受講資格】 ①学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した後、2年以上建築物における空気環境の測定に関する実務に従事した経験を有する者 ②5年以上建築物における空気環境の測定に関する実務に従事した経験を有する者 ③ ①.と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者</p>	<p>次の機械器具を有すること。</p> <p>①浮遊粉じん計 (グラスファイバー紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器) ②一酸化炭素検定器(検知管方式) ③二酸化炭素検定器(検知管方式) ④温度計(0.5度目盛) ⑤乾湿球湿度計(0.5度目盛) ⑥風速計(0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができるもの) ※②～⑥までの測定器については、これと同程度以上の性能を有する測定器を含む (注) ・機械器具等は原則、事業者が所有していなければならない。 ・同一の機械器具等で、2ヶ所以上の営業所、又は2以上の事業区分での登録を受けることはできない。</p>	<p>①空気環境の測定は、規則第三条の二第一号に定める方法に準じて行うこと。 ②空気環境の測定の結果を五年間保存すること。 ③空気環境の測定に用いる測定器について、定期的に点検し、必要に応じ、校正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。 ④空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①及び③に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。 ⑤建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>

※講習会の詳細については、(公財)日本建築衛生管理教育センター<http://www.jahmec.or.jp> Tel:教務課 03-3214-4624 にお問合せください。